

「横浜市区民文化センター条例施行規則」の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

横浜市都筑区民文化センターを開設するため、令和5年第2回市会定例会において、横浜市区民文化センター条例の一部を改正しました。この条例の改正に併せて、横浜市区民文化センター条例施行規則に、横浜市都筑区民文化センターに関する規定を追加するため、同規則の一部を改正します。

なお、横浜市都筑区民文化センターの供用開始日は、令和7年3月中旬の予定です。

2 改正の概要

横浜市区民文化センター条例施行規則の別表第1に、横浜市都筑区民文化センターの各施設（ホール、ギャラリー等）の利用期間に関する規定を追加し、別表第2に利用許可申請書の受付に関する規定を追加します。

(1) 別表第1 各施設の利用期間に関する規定の追加

| | | |
|-----------------------|--------|-----|
| 横浜市都筑 区民文化セ ンター | ホール | 7日 |
| | ギャラリー | 14日 |
| | リハーサル室 | 7日 |
| | 練習室 | 2日 |
| | 会議室 | 2日 |
| | 楽屋 | 7日 |

(2) 別表第2 利用許可申請書の受付に関する規定の追加

| | |
|--------|-------------------|
| 6箇月前受付 | ホール、ギャラリー |
| 3箇月前受付 | リハーサル室、練習室、会議室、楽屋 |

3 参考資料

- (1) 横浜市区民文化センター条例
- (2) 横浜市区民文化センター条例施行規則